

○九重町空き家活用定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内の空き家の有効活用により定住促進並びに地域活性化を図るため、本町に空き家を所有する者が空き家を賃貸の用に供する目的及び本町に定住しようとする者が住宅を確保する目的で必要な費用に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については九重町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 九重町空き家・土地バンクに登録された家屋
- (2) 空き家所有者等 九重町空き家・土地バンクに登録された家屋の所有者又は、相続人等の実際に空き家を管理する権利を有する者
- (3) 空き家利用者 九重町空き家・土地バンク制度に登録された家屋の利用者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内の空き家所有者等とし、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団であってはならない。

- (1) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む。）。
- (2) この補助金の交付を受けてから10年以上空き家所有者等においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸する意思を有し、空き家利用者においては本町に定住する意思を有する者。
- (3) 補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていない者。
- (4) 補助を受けようとする空き家利用者は、空き家居住前若しくは売買及び賃貸後1年未満の者。ただし、「地域おこし協力隊」等の研修又は活動の後に定住が見込まれ、町長が別に認める活動期間についてはその期間を除外する。
- (5) 移住応援給付金を受けようとする者は、県内の市町村内に住所を有していない又は居住後1年未満の空き家利用者。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、九重町空き家・土地バンクを介した事業であり、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。ただし、該当する空き家、また、移住応援給付金については該当する世帯に対して1回に

限り交付することとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は九重町補助金交付規則第3条の規定により提出する申請書及び、その他町長が必要と認める書類として別表2の書類を添付し提出しなければならない。

(補助金交付)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

(1) 空き家においては居宅面積が18㎡以上で、台所・便所・洗面設備及び浴室を有する等居宅の用に供する物件であること。

(2) 空き家所有者等においては、自らの居住若しくは三親等以内の親族へ賃貸する物件でないこと。また、空き家利用者においては、三親等以内の親族から譲渡または賃借する物件でないこと。

(3) 九重町空き家バンクへ登録された物件であり居住者決定後は速やかに改修の行える物件であること。ただし、居住者が決定した場合に申請を行うものとする。

(4) 空き家所有者等においては、改修終了後の家賃は18㎡から40㎡未満の物件については30,000円以下、40㎡以上の物件については45,000円以下の金額で賃貸し、最低5年間は家賃の引き上げを行わないこと。

(5) 空き家の改修を行う施工業者は、町内に事業所又は営業所を有する法人又は個人であること。

(6) 補助対象経費について、他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

2 移住応援給付金については精算払のみとし、九重町補助金交付規則第10条による交付請求の際、領収書の写しを添付しなければならない。

(実施状況の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、町長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 実績報告書は九重町補助金交付規則第11条の規定によるほか、その他町長が必要と認める書類として別表3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める実績報告書の提出を受けた場合、九重町補助金交付規則第9条の規定による完了検査を行い補助金額の確定通知書(別紙様式第4号)を申請者に送付し補助金額を確定するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付においては、九重町補助金交付規則第10条第2項の規定によるものとするが、移住応援給付金については精算払いのみとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
（１）家財処分 補助	所有者等が賃貸または売買するための不要物（仏壇や墓を含む）の撤去処分に係る経費とする。ただし、抜魂に係るお布施等の費用は対象外とする。	全額以内で 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額	100,000円
（２）所有者等改修 補助	空き家を賃貸するための修繕及び増築工事で居住に必要な場所に係る経費。ただし、経費の総額が（消費税及び地方消費税を含む。）300,000円以上となる工事を対象とする。	3 分の 2 以内で 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額	1,000,000円
（３）利用者改修 補助	空き家に居住するための修繕及び増築工事で居住に必要な場所に係る経費。ただし、経費の総額が（消費税及び地方消費税を含む。）300,000円以上となる工事を対象とする。	3 分の 2 以内で 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額	売買においては 2,000,000円 賃貸においては 500,000円
（４）移住応援給付 金	空き家に居住するための住居移転に必要な引越し費用に係る費用。ただし、家財の準備費用等は対象外とする。	全額以内で 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額	200,000円 子育て世帯においては100,000円を定額加算

別表 2（第 5 条関係）

事業区分	添付書類
（１）家財処分 補助	誓約書（別紙様式第 1 号） 空き家利用者が県外者の場合は、利用者の誓約書（別紙様式第 1 号） 賃貸契約書の写し 所有者及び利用者ともに町内在住者にあつては町税等納付状況調書 （別紙様式第 2 号） 所有者及び利用者ともに町外在住者にあつては居住地における完納 証明書 空き家利用者が県外者の場合は、空き家利用者の現在の住所地が分か る資料 売買または賃貸契約書の写し 家財処分に係る見積書の写し
（２）所有者等改修 補助	誓約書（別紙様式第 1 号） 空き家利用者が県外者の場合は、利用者の誓約書（別紙様式第 1 号） 賃貸契約書の写し 所有者及び利用者ともに町内在住者にあつては町税等納付状況調書 （別紙様式第 2 号） 所有者が町外在住者にあつては居住地における完納証明書及び町税 等納付状況調書（別紙様式 2 号） 空き家利用者が県外者の場合は、空き家利用者の現在の住所地が分か る資料 改修工事に係る見積書の写し 改修工事の対象となる住宅の平面図
（３）利用者改修 補助	誓約書（別紙様式第 1 号） 町内在住者にあつては町税等納付状況調書（別紙様式第 2 号） 町外在住者にあつては居住地における完納証明書 県外在住者にあつては空き家利用者の現在の住所地が分かる資料 売買または賃貸契約書の写し 賃貸にあつては空き家所有者等の承諾書（別紙様式第 3 号） 改修工事に係る見積書の写し 改修工事の対象となる住宅の平面図
（４）移住応援給付 金	誓約書（別紙様式第 1 号） 居住地における完納証明書 現在の住所地が分かる資料

	売買または賃貸契約書の写し 見積書の写し等の引越費用の額に係る根拠書類
--	--

別表 3（第 8 条関係）

事業区分	添付書類
（１）家財処分 補助	家財処分に係る請求書及び領収書の写し 家財処分前写真及び家財処分完了写真
（２）所有者等改修 補助	改修工事に係る請求書及び領収書の写し 改修工事前写真及び改修工事完了写真
（３）利用者改修 補助	改修工事に係る請求書及び領収書の写し 改修工事前写真及び改修工事完了写真
（４）移住応援給付 金	精算払いのみ